

別 紙

<参考>

1. 支援金支給の仕組み（法第18条）

被災者生活再建支援金は、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して支給するが、その1/2について国が補助することとされている。

2. 対象となる自然災害（施行令第1条）

今回の適用は、被災者生活再建支援法施行令第1条第4号（令第1条第1号又は第2号に規定する被害が発生した市町村を含む都道府県で、その自然災害により5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万未満のものに限る。）に係る自然災害に該当することによる。

【適用基準】

- ・安平町の人口は、8,148人、むかわ町の人口は、8,596人であり、いずれも人口10万人未満であることから、全壊5世帯以上で令第4号に該当。

◎人口は平成27年国勢調査による。